

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	令和3年2月10日（水）午前8時55分～午前9時33分
開 催 場 所	301会議室
出 席 者	出席者：副市長、教育長、企画財政部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、子ども家庭部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、議会事務局長、会計管理者 説明員：財政課長、障害福祉課長、保険年金課長
議 題	1 令和3年度武蔵村山市各会計予算（案）について 2 第五次障害者計画・第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画（案）について 3 武蔵村山市国保財政健全化計画の変更（案）について 4 その他
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題1：原案のとおり決定する。 議題2：原案のとおり決定する。 議題3：原案のとおり決定する。 議題4：特になし。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）  （発言者） ○印=構成員 ●印=説明員	議題1 令和3年度武蔵村山市各会計予算（案）について （企画財政部長説明） 本予算（案）については、令和3年度の一般会計予算、4つの特別会計予算及び公営企業会計予算について決定をいただくものである。 なお、予算編成に当たっては、皆様の多大なる御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。 説明に使用する資料については、後日、広資料として配布する。 本予算（案）の内容については、財政課長から説明申し上げます。  （財政課長説明） 資料「令和3年度 武蔵村山市各会計予算（案）の概要」に基づき、説明する。 1 ページの「1 予算規模」についてであるが、一般会計と4つの特別会計、公営企業会計を合わせた予算規模は、前年度と比較して1.8%減の454億9,738万円となった。 次に、3ページについてであるが、令和2年10月2日付の依命通達「令和3年度予算編成方針」の全文を記載している。

次に、6ページの「4 全会計」の「(1) 当初予算額の推移」についてであるが、令和3年度は、高齢化の進展等により介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計が増加した一方で、他の会計は減少したため、3年ぶりにマイナス予算となっている。

次に、8ページの「5 一般会計」の「(1) 当初予算額の推移」についてであるが、一般会計の予算規模は、小・中学校の屋内運動場空調設備設置事業の終了等により、前年度比1.8%減の286億2,020万6千円で、3年ぶりにマイナス予算となった。

次に、9ページの「(3) 歳入予算のポイント」についてであるが、市税は、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用・所得環境の悪化等に伴い、前年度比4.7%減の98億7,167万9千円となった。

次に、10ページの「税連動交付金」については、新型コロナウイルス感染症の影響による個人消費の低迷等による地方消費税交付金等の減により、前年度比3.8%減の17億1,750万5千円となった。

次に、11ページの「地方特例交付金」については、新型コロナウイルス感染症に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、固定資産税等の軽減措置を講じることにより生じる減収額が補填されることにより、前年度比136.8%増の2億7,269万8千円となった。

「地方交付税」については、市税等の減により基準財政収入額がより多く減少したため、前年度比2.8%増の21億5,962万5千円となった。

「使用料及び手数料」については、事業系一般廃棄物処理手数料の改定等により、前年度比5.9%増の2億6,780万1千円となった。

次に、12ページの「繰入金」については、財政調整基金繰入金は増加した一方で、公共施設建設基金繰入金が減少したため、前年度比2.2%減の5億7,256万2千円となった。

「市債」については、臨時財政対策債の増により、前年度比6.0%増の13億432万9千円となった。

次に、13ページの「(4) 歳出予算のポイント」についてであるが、「扶助費」は、介護給付費・訓練等給付費等の増により、前年度比3.2%増の112億2,453万9千円となった。

「物件費」は、インフルエンザ予防接種経費等の増により、前年度比1.2%増の39億7,448万8千円となった。

次に、14ページの「補助費等」については、昭和病院企業団負担金等の減により、前年度比3.3%減の33億7,264万9千

円となった。

「普通建設事業費」については、小・中学校屋内運動場空調設備設置事業等の減により、前年度比36.7%減の10億4,417万6千円となった。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、村山デエダラまつり及び同時開催イベントを休止とし、武蔵村山市商工会が主催する観光納涼花火大会交付金の交付も休止とした。

次に、15ページの「(5) 新型コロナウイルス感染症の影響による歳入の減少への対応」についてであるが、需用費を対象とした原則10%のマイナスシーリングの設定や情報システム機器等の入替えの先送り等を行ったほか、実施計画事業の先送りを行っている。

次に、20ページの「(10) 債務負担行為」については、例規システム等利用料など13事業について設定している。

次に、21ページの「(11) 地方債」については、防火水槽整備事業など5事業を予定している。

「(12) 地方債残高」については、その他の区分に含まれている臨時財政対策債の残高が増えていることから、令和3年度末の地方債残高は、増加する見込みである。

次に、23ページの「7 令和3年度の主な事業」の「(1) ③実施計画事業」についてであるが、当該計画に登載された事業を全て予算化する予定である。

新規の欄に星印がある事業が新規事業である。内容としては、26ページの雷塚公園防犯カメラ更新事業、27ページの用途地域の見直し等に伴う都市計画変更事業、28ページの新青梅街道沿道交通施設等調査検討事業、29ページの登下校路防犯カメラ更新事業、消防設備器具改修事業、校舎外装改修事業、30ページの大南学園第七小学校屋内運動場鉄骨梁塗装改修事業、東京2020オリンピック聖火リレー実施事業、新型コロナウイルス感染症予防対策補助事業、31ページの温泉施設設備改修事業、無停電電源装置部品更新事業、32ページの公金スマートフォンアプリ決済収納代行業務委託事業となっている。

次に、33ページの「(2) その他の事業」については、実施計画事業以外の新規又は充実事業を掲載している。

次に、34ページの「8 基金」の「(1) 積立基金（一般会計関連）」についてであるが、財政調整基金の令和3年度末現在高見込額は、令和2年度一般会計補正予算（第8号）時点の金額となりますが、2億5,126万4千円となっている。

なお、一般会計補正予算（第10号）を定例会初日に提案する予定となっているが、当該補正予算後における令和3年度末の財政調

整基金残高見込額は10億円台にまで戻せる見込みとなっている。

36ページ以降は、特別会計等の予算の状況について記載しており、36ページが国民健康保険事業特別会計、37ページが介護保険特別会計、38ページが都市核地区土地区画整理事業特別会計、39ページが後期高齢者医療特別会計、40ページが下水道事業会計となっている。

参考資料「令和3年度一般会計予算案予算額と一次査定時予算額」については、一次査定後の予算額の異動状況をまとめた資料となっているため、後ほど確認をお願いする。

説明については以上である。

(質疑等)

- 13ページの「物件費」で、「インフルエンザ予防接種経費（予防接種委託料）等の増」と記載があるが、令和2年度の高齢者のインフルエンザ予防接種経費は、厚生労働省が無償化したため、補正予算で対応したが、令和3年度は無償化について示されていないため、インフルエンザ予防接種経費については増やしていないと思う。

インフルエンザ予防接種経費よりも、令和2年10月1日から予防接種が定期接種化されたロタウイルスワクチン予防接種経費の方が物件費増額の要因だと思われるため、記載の仕方を工夫していただきたい。

- 本予算（案）については、令和2年度当初予算と令和3年度当初予算を比較した内容を記載しており、ロタウイルスワクチン予防接種経費については、令和2年度当初予算に登載されていない。

高齢者のインフルエンザ予防接種については、年度途中で東京都が自己負担額2,500円を全額補助することにより無料となったことから、接種希望者が増加したため、令和3年度についても接種希望者数が増えることを見込んで予算計上している。

令和2年度当初予算と令和3年度当初予算を比較すると、インフルエンザ予防接種経費が増加していることから、このように記載している。

- 高齢者のインフルエンザ予防接種経費については、令和3年度は無料にしていらないと思われる。
- 令和3年度については無料にしていらないが、接種希望者は増えると見込んで計上しているため、当初予算の比較だと大幅な増額となる。

(結論)

原案のとおり決定する。

議題 2 第五次障害者計画・第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画（案）について

（高齢・障害担当部長説明）

本計画（案）については、その内容について決定をいただくため、庁議に付議したものである。

本計画（案）の内容については、障害福祉課長から説明申し上げる。

（障害福祉課長説明）

本計画（案）については、パブリックコメントや市民説明会、自立支援協議会等でいただいた意見を参考にして、素案から内容を修正している。修正内容については、資料 2 に記載されているとおりである。

今後、各ページの下部に S P コードを記載するとともに、誤字脱字等の軽微な修正がないか再確認した上で、本計画を確定させたいと考えている

説明については以上である。

（質疑等）

- 資料 2 「第五次障害者計画・第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画（素案）に対する市民の意見及び市の考え方」に記載されている「市民説明会における意見及び市の考え方」については、今後、公表する予定はあるのか。
- 公表する予定はない。

（結 論）

原案のとおり決定する。

議題 3 武蔵村山市国保財政健全化計画の変更（案）について

（市民部長説明）

武蔵村山市国保財政健全化計画の変更（案）について説明する。

国民健康保険制度については、平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保などの観点から国民運営の中心的な役割を担うことで、制度の安定化を目指すこととされている。

本市では、平成 29 年度に国保財政健全化計画を策定し、平成 30 年度から毎年度国保税率の改定を行い、段階的に法定外繰入金の削減

を行うとともに、医療費適正化のための施策や収納率の向上などに取り組んできた。

しかしながら、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済状況等が変化しており、また、現行の国保財政健全化計画については、令和2年度が6年間の第一次計画の中間年度に当たることから、国保財政健全化計画に掲げる法定外繰入金の赤字解消に向けた取り組み内容等について、意見等を伺うために令和3年1月13日付で、国保運営協議会に対して諮問を行い、同年2月3日付で答申をいただいたところである。

本日は本答申の内容について説明するとともに、本計画の変更案について決定したいと考えている。

本計画の変更案については、保険年金課長から説明申し上げる。

(保険年金課長説明)

初めに、資料1「国保財政健全化計画について(答申)」について説明する。

本答申については、令和3年2月3日付の国民健康保険運営協議会からの答申の内容である。

平成29年度に策定した国保財政健全化計画については、令和2年度が第1次計画の中間年度であることから、本協議会において、進捗状況の把握及び令和3年度以降における決算補てん目的外繰入金について、東京都に納付する国保事業費納付金の算定結果等を基に市の負担等を分析し、また、新型コロナウイルス感染症拡大による国民健康保険被保険者の影響を考慮したことから、令和3年度については、税率改定を見送り、併せて決算補てん目的法定外繰入金の解消年度を令和11年度から令和12年度に1年間延長する必要があるとの考えから、「国保財政健全化変更計画書」として、答申をいただいた。

次に、様式第1「国保財政健全化変更計画書」について説明する。

本計画書については、厚生労働省通知の「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定について」に基づく赤字削減・解消計画である。

計画期間については、平成30年度から令和5年度までに赤字を解消するものと定められているが、6年間で解消できない場合は、計画期間のうち、6年間で提出するものとされたことから、第1次計画と捉えている。

表中の、「①赤字の発生状況」については変更できないことから、現行計画のとおりとしている。

次に、資料2「国保財政健全化計画書の現行計画との比較」につ

いて説明する。

「1 赤字削減・解消のための基本方針」については、予算推計ベースの赤字額であるが、現行計画では、平成30年度当初予算の赤字額、5億7,225万1千円を起点としているが、計画の変更にあたり、令和3年度の赤字額3億6,937万7千円を起点とする変更をした。

また、解消目標年次は、令和11年までの12年間であったものを1年間延長して、令和12年度までの13年間とした。

削減解消手段の主要事項については、変更後も3項目挙げている。

次に、「2 赤字削減・解消のための具体的取組内容」についてであるが、1点目の医療費適正化のための施策では、令和2年度の中間評価による武蔵村山市国民健康保険第二期データヘルス計画に基づき、特定健康診査の受診率の向上に資する取組等を実施し、生活習慣病の予防を図るとともに、効果的・効率的な保健事業を実施し、被保険者の健康増進を図り、医療費の適正化を図ることとしている。

2点目の収納率の向上では、平成30年度から実施した自動電話催告メッセージシステムに加え、令和3年度から実施する予定のスマートフォンアプリ決済などの有効な収納確保を実施するとともに、滞納整理指導員のノウハウを活用し、収納率向上を図ることとしている。

3点目の国民健康保険税率等の改定では、毎年度、基本方針に定める令和12年度に赤字解消できるよう、計画的な税率改定を行うこととしている。

次に、「3 年度別の赤字削減予定額」についてであるが、第4年次である令和3年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大による被保険者への影響を考慮して、税率改定を見送ることとした。そのため、赤字削減ができないことからゼロ円としている。

第5年次の令和4年度及び第6年次の令和5年度については、今回起点とした、令和3年度の赤字額の3億6,937万7千円を令和12年度までの9年間で解消する必要があるため、年間4,104万2千円の削減を目標として、第1次計画の赤字削減予定額の合計を1億8,613万円とする。

次に、資料3「国保財政健全化計画の変更計画期間における推計」について説明する。

平均被保険者数見込は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少率が低減していることから、令和元年12月と令和2年12月を比較した伸び率（2.72%減）を採用して算出している。

また、収納率見込は、令和3年度予算における見込みを起点とし、東京都国民健康保険運営方針に定められているとおり、毎年0.5

0ポイント増加するものとして算出している。

毎年度、東京都に納付金を納めているが、一般会計繰入金を計画どおり削減する場合、その分を補うための税率として、令和4年度以降必要とされる税率改定率を5%前半と推計している。

なお、国民健康保険運営協議会の審議においては、出席委員11名のうち8名からは、国保財政健全化計画に沿って順調に一般会計からの繰入金の削減を進めてきたが、新型コロナウイルス感染症の流行で状況が変化し、個人の負担を減らすことはやむを得ないといった考えの意見をいただいた。

一方で3名の委員からは、市が一般会計からの繰入金の削減を見送ることは、一般会計で行っている予防事業など他の事業に影響が出ることは必至で、社会保険の被保険者である市民からすると不公平感が拭えないため、年間予定削減額を下方修正して削減が達成できるよう、国保税率を改定すべきとの意見をいただいている。

そこで、本協議会では、新型コロナウイルス感染症の収束、経済状況や国民健康保険被保険者の所得状況などを注視し、令和4年度以降の計画についても協議をしていくこととしている。

なお、本日庁議決定をいただいた後に、東京都へ変更計画書を提出し、その後、広資料として配布する予定である。

説明については以上である。

(質疑等)

- 資料2「国保財政健全化計画書の現行計画との比較」の「2 赤字削減・解消のための具体的取組内容」に記載されている「国民健康保険税率の改定」については、今まで一番目に記載されていたと思うが、変更案では三番目に記載されている。記載順について変更した理由があれば伺いたい。
- 赤字削減解消のためには、毎年、国民健康保険税率の改定を行わざるを得ない状況にあるが、今回策定する武蔵村山市国保財政健全化計画の変更案では、「医療費適正化のための施策」を最優先の取組内容とし、東京都に納付金を納めるに当たって、どうしても賄い切れない場合は、国民健康保険税率等の改定を行うこととしたため、記載順を変更した。

(結論)

原案のとおり決定する。

議題4 その他

特になし。



会議録の開示 ・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： ) <input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等： )
------------------	--

庶務担当課	企画財政部 企画政策課（内線：374）
-------	---------------------

（日本工業規格A列4番）